

AKIRA INOUE ESQ.

TEL: 81-3-6888-1088/ email: akira.inoue@amt-law.com

独占禁止法下における
不公正な取引方法について

弁護士（日本国・米国ニューヨーク州） 井 上 朗

第1 総論

1 本日の講義内容

- (1) 不公正な取引方法とは何か。
- (2) どのような規制がなされているのか。
- (3) どのような行為類型が予定されているのか。

2 講義のポイント

日本の独占禁止法下における不公正取引方法とは何か、概略を理解する。

第2 不公正取引を理解するための概念整理

1 なぜ、基礎概念を整理する必要があるのか。

2 「市場」概念について

- (1) 市場とは何か。
- (2) なぜ、市場を確定するのか。
- (3) どのようにして市場を確定するのか。

3 「市場支配力」概念について

- (1) 市場支配力とは何か。
- (2) 市場支配力をどのように判定するのか。

4 「公共阻害性」概念について。

- (1) 公共阻害性とは何か。
- (2) 市場における競争に対する弊害とは何か。
- (3) 競争変数が左右される状態とは具体的にどのような場合か。

5 基礎概念の不公正取引との関連

- (1) 公共阻害性の実質（すなわち、市場に対する弊害効果）は原則として必要。
- (2) 但し、市場からの排除に関わる行為類型については、市場での弊害の程度は低くてよい、あるいは、必要ないという見解もあり、実務はかかる見解に依拠。公正取引委員会も弊害の有無についてはそれほど重視していない。理由については諸説ある。

第3 不公正な取引方法とは何か

1 不公正な取引方法とは何か

(1) 総則的規定（第19条）

事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

(2) 定義規定（第2条第9項）

この法律において「不公正な取引方法」とは、**次の各号のいずれかに該当する行為であって、公正な競争を阻害するおそれがあるもの**のうち、

AKIRA INOUE ESQ.

TEL:81-3-6888-1088/ email: akira.inoue@amt-law.com

公正取引委員会が指定するものをいう。（さらに 正当化理由なしを付加する見解もある。）

- 1 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。
- 2 不当な対価をもつて取引すること。
- 3 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。
- 4 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。
- 5 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。
- 6 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、そそのかし、若しくは強制すること。

2 要件論

- (1) 各行為類型（追って解説）
- (2) 公共阻害要件（既に解説済み）
- (3) 公正取引委員会の指定行為（一般指定及び特別指定。一般指定につき追って解説。）
- (4) 正当化理由
 - ・目的と手段の正当性が必要。
 - ・具体例として、審決例平成5年7月30日、平成13年6月26日付け公正取引委員会ガイドラインなど。

第4 不公正取引に対する規制

1 排除措置命令

- (1) 排除措置命令とは何か。
- (2) 2005年独占禁止法改正により、公正取引委員会は、非公表で事業者等に排除措置命令の内容を通知した上で、勧告を出すことなく、排除措置命令を発令できることになった。
- (3) 排除措置命令は、既に終了している違反行為に対しても、「特に必要があると認めるとき」には、違反行為が終了した日から3年が経過していなければ、発令することができる。

2 民事責任

- (1) 独占禁止法に違反する行為により損害を受けた被害者は、違反者に対して、損害賠償請求訴訟を提起し得る。独占禁止法第25条によれば、独占禁止法の違反者は無過失責任を負担する。
- (2) もっとも、同条に基づいて、被害者が損害賠償請求をするには、公正取引委員会の審決確定後でなければならない。

AKIRA INOUE ESQ.

TEL:81-3-6888-1088/ email: akira.inoue@amt-law.com

- (3) 上記訴訟についての第一審管轄裁判所は東京高等裁判所。
- (4) 独占禁止法違反の行為により被害を被った被害者は、民法第709条に基づく損害賠償請求訴訟を提起することもできる。この場合、独占禁止法第25条に基づく請求とは異なり、審決の存在は前提とならないが、独占禁止法違反の行為の存在や、主観的要件（故意・過失）の立証は必要である。この場合、管轄は、東京高等裁判所に限定されない。
- (5) 2000年5月の独占禁止法改正に基づき、私人による差止請求が認められるに至っている（独占禁止法第24条）。
- (6) 三倍賠償や懲罰的損害賠償制度は認められていない。

第5 具体的行為類型（一般指定行為）

1 総論

- (1) 1990年ころまでは、少なくとも、公正取引委員会の執行の中心。
- (2) 米国反トラスト法のもと、伝統的に、反競争的行為として扱われてきたものを列挙。
- (3) 米国反トラスト法では、これらの行為は、不公正取引規制に相当する連邦取引委員会法第5条ではなく、独占規制やカルテル規制により扱われている点に注意。

2 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと（2条9項1号）

- (1) 取引拒絶（一般指定1項、2項）
 - ・ある事業者に対し取引を拒絶し又は取引に係る商品若しくは役務の数量、若しくは内容を制限すること。
 - ・他の事業者に上記に該当する行為をさせること。
 - ・不当に、ある事業者に対し取引を拒絶し若しくは取引に係る商品若しくは、役務の数量若しくは内容を制限し、又は他の事業者にこれらに該当する行為をさせること。
- (2) 差別対価・取扱（3項、4項、5項）
 - ・不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもつて、商品若しくは役務を供給し、又はこれらの供給を受けること。
 - ・不当に、ある事業者に対し取引の条件又は実施について有利な又は不利な取扱いをすること。
 - ・事業者団体若しくは共同行為からある事業者を不当に排斥し、又は事業者団体の内部若しくは共同行為においてある事業者を不当に差別的に取り扱い、その事業者の事業活動を困難にさせること。

3 不当な対価をもつて取引すること（2条9項2号）

- (1) 不当廉売（6項）
 - ・正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で供給し、その他不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。
 - ・「著しく下回る対価」とは何かという点は、論点の1つ。コスト要件不要説、平均費用説と平均可変費用説の対立。
- (2) 不当高価購入（7項）

AKIRA INOUE ESQ.

TEL:81-3-6888-1088/ email: akira.inoue@amt-law.com

- ・不当に商品又は役務を高い対価で購入し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。
 - ・事例の集積は殆どない。
- 4 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること（2条9項3号）
- （1）ぎまんのあるいは不当顧客誘引（8項、9項）
- ・自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について、実際のもの又は競争者に係るものよりも著しく優良又は有利であると顧客に誤認させることにより、競争者の顧客を自己と取引するように不当に誘引すること。
 - ・正常な商慣習に照らして不当な利益をもつて、競争者の顧客を自己と取引するように誘引すること。
 - ・不当表示及び不当顧客誘引ともに特別法として景表法による規制がある。
- （2）抱き合せ販売等（10項）
- ・相手方に対し、不当に、商品又は役務の供給に併せて他の商品又は役務を自己又は自己の指定する事業者から購入させ、その他自己又は自己の指定する事業者と取引するように強制すること。
 - ・抱合せ販売について、良くありがちな誤解とは何か。
- 5 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること（2条9項4号）
- （1）排他条件付取引（11項）
- ・不当に、相手方が競争者と取引しないことを条件として当該相手方と取引し、競争者の取引の機会を減少させるおそれがあること。
 - ・公正取引委員会は市場占有率10パーセント基準と、代替競争手段喪失の2つのスタンダードを掲げる。
- （2）再販売価格の拘束（12項）
- ・メーカーが流通業者の販売価格（再販売価格）を拘束すること。従来は、原則違法説が有力だが、市場への実際の弊害を重視する見解が最近有力。
 - ・メーカーとその他の者による再販売価格に関する共謀・協定が必要。
 - ・メーカーの一方的行為（安売り業者への供給停止等）は、取引先選択の自由の範囲内であり、違法とされない。
- （3）拘束条件付取引（13項）
- ・相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。
 - ・11項及び12項のキャッチオール規定として機能している。
 - ・典型例は、知的財産権のライセンス契約における非係争条項。
- 6 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること（2条9項5号）
- （1）優越的地位の濫用（14項）
- ・優越的地位とは、相手方が取引をせざるを得ない状況をさす。
 - ・濫用とは、優越的な地位を利用して合理的な理由のない負担を相手に負わせること。

AKIRA INOUE ESQ.

TEL:81-3-6888-1088/ email: akira.inoue@amt-law.com

- ・自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに掲げる行為をすること。
 - ・継続して取引する相手方に対し、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。
 - ・継続して取引する相手方に対し、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
 - ・相手方に不利益となるように取引条件を設定し、又は変更すること。
 - ・前三者に該当する行為のほか、取引の条件又は実施について相手方に不利益を与えること。
 - ・取引の相手方である会社に対し、当該会社の役員(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二条第三項の役員をいう。以下同じ。)の選任についてあらかじめ自己の指示に従わせ、又は自己の承認を受けさせること。
- 7 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、そそのかし、若しくは強制すること(2条9項6号)。事例の集積は少ない。
- (1) 競争者に対する取引妨害(15項)
- ・自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもつてするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。
- (2) 競争会社に対する内部干渉(16項)
- ・自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある会社の株主又は役員に対し、株主権の行使、株式の譲渡、秘密の漏えいその他いかなる方法をもつてするかを問わず、その会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、そそのかし、又は強制すること。

第5 本日のまとめ

- 1 不公正な取引方法とは何か。
- 2 どのような規制がなされているのか。
- 3 どのような行為類型が予定されているのか。

第6 質疑応答

以上